平成２８年（フ）第７０９号
北九州市八幡東区中畑１丁目４番21号
債務者　岡　　和雄
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７１２号
名古屋市南区星崎１丁目53番地　コーポ松202号
債務者　松下　　亮
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０４号
名古屋市港区稲永５丁目10番10―403号（西稲永荘）
債務者　梶野　正雄
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９４０号
大阪市住吉区苅田10丁目９番３号
債務者　清水　昭二
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２０号
大阪府寝屋川市川勝町７番24―103号
債務者　齊藤　良江
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１３号
大阪市浪速区敷津西２丁目16番８－３Ａ号
債務者　細江　明史
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２９号
大阪府守口市大久保町５丁目20番４―202号
債務者　田内　綾菜（旧姓仲）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７７号
大阪府寝屋川市寿町46番９号
債務者　村井　裕太
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３２号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―1304号
債務者　菅原　国男
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２４２号
大阪府茨木市西福井２丁目１番４―406号
債務者　川端　麻美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２４号
大阪府守口市高瀬町１丁目９番５―Ａ301号
債務者　盛　　房子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４２号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　田邊　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００２号
大阪市北区中津３丁目28番18号
債務者　森井　弘智
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８１号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1358号
債務者　林　　義巳
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２号
北海道厚岸郡厚岸町門静３丁目118番地
債務者　小松　　学
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３６号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番１―35号　第２神楽岡ニュータウン団地１号棟35号室
債務者　菅原　健一
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９２号
北海道旭川市永山５条６丁目４番６号　住宅型有料老人ホームなでしこ内
債務者　四戸　直美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部